

第3次総合計画策定方針

令和4年3月29日

1 計画策定の趣旨

◇本市は、平成30年3月に策定した「第2次総合計画（平成30年度～令和4年度）」に基づき、「みんなと知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり」を基本理念とし、目指すべきまちの将来像である「地域の魅力と活力にあふれる暮らしやすいまち“那須烏山市”」の実現に向けてまちづくりを進めている。

また、人口減少を本市の最重要課題と捉え、長期的かつ総合的な視点から有効な施策を実施するため、第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）」及び「人口ビジョン」を令和2年3月に策定し、第2次総合計画と一体的に取り組んできた。

◇こうした状況の中、本市を取り巻く社会・経済情勢は、令和3年4月1日に施行された「過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、旧烏山町地域が過疎地域に指定されるなど人口減少・少子高齢化が著しく進行するとともに、私たちの生活を一変させた新型コロナウイルス感染症の拡大による地域経済の低迷や令和元年東日本台風からの復旧・復興、国土強靱化に向けた対応など数多くの課題が山積している。さらに、国連サミットで採択された国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成や脱炭素社会を構築するためのカーボンニュートラルの2050年実現に向けた取り組みなど、新たな施策に対応していく必要がある。

◇現行の第2次総合計画は、令和4年度をもって計画期間が満了することから、中長期的な展望のもと目指すべき市の将来像を描き、その実現に向けた目標を明確にするとともに、令和5年度からの5年間に市が取り組むべき重要政策をまとめた「第3次総合計画（令和5年度～令和9年度）」を策定する。

2 計画の位置付け

◇総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の方向性を示すものであり、市民とともに目指すべき市の将来像への中長期的な展望を示す「まちづくりの指針」として、市の最上位計画に位置付ける。

◇総合計画を構成する「基本構想」については、平成23年の地方自治法の改正により、法による策定の義務付けは廃止されたが、「那須烏山市議会の議決すべき事件に関する条例」に基づき、市議会の議決を経たうえで策定する。

◇第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略は、地方創生や人口減少対策に重点を置いた目標を掲げており、総合計画における重点施策と重複することから、第3次総合計画に統合し、一体的に策定することとする。

◇過疎指定に伴う国からの有利な財政支援措置を有効に活用するため、令和4年2月に策定した「過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）」を踏まえて策定する。

◇老朽化や機能不足が著しい公共施設については、集約化や複合化、長寿命化、他施設への転用、除却を計画的に推進することにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設の適正配

置を図るため、令和3年度に改定する「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定する。

【参考：地方版総合戦略の策定のための手引き（令和元年6月 内閣府地方創生推進室）】

6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係（抜粋、要約）

両計画の目的や含まれる政策の範囲が異なることから、地方版総合戦略は総合計画とは別に策定すること。ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能である。

『例』○益子町…総合計画＝総合戦略

○塩谷町…総合計画と総合戦略を一体的に策定しているが、総合戦略の部分は別建て。）

3 計画の構成と期間

◇総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成し、計画期間は、次のとおりとする。

（1）基本構想：5年間

まちづくりに対する基本的な考え方となる「基本理念」と基本理念に基づき市が「目指すべき将来像」、将来像を実現するための「基本目標」を定める。

（2）基本計画：5年間

基本構想における「目指すべき将来像」や「基本目標」を実現するための政策、施策を体系的に定める。

（3）実施計画：3年間（毎年度、ローリング方式により見直し）

基本計画の着実な推進を図るため、向こう3年間に取り組む事務事業（具体的手段）を定め、毎年度、ローリング方式により見直すとともに予算編成の指針とする。

4 計画策定の基本的な考え方

◇第3次総合計画を策定するにあたり、これまで取り組んできた第2次総合計画をはじめとする各種計画の重点事業を精査したうえで、今後、重点的に取り組むべき施策を絞り込むとともに、新たな視点を取り入れて策定する。また、市の人口ビジョンにおける目指すべき将来人口（令和22年に18,000人、令和42年に12,000人程度を維持する）や中長期財政計画を踏まえて策定する。

（1）現状の把握、課題の洗い出し

・直近の人口動態（出生・死亡・転入・転出）や産業の動向など市の現状を把握したうえで、市の強み・弱みを洗い出す。

- ・まちづくりに関する市民意向調査の分析結果をもとに、市民ニーズの動向を把握する。
- ・第2次総合計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた指標の達成状況を踏まえ、各種事業の検証を行う。
- ・総合計画実施計画や人事評価における課局目標、グループ目標等を基に課題の洗い出しを行う。

(2) 取り組むべき重点施策の整理

- ・第2次総合計画や過疎地域持続的発展計画ほか各種個別計画を再精査し、重点施策を整理する。なお、個別の事務事業については、総合計画の下部計画となる個別計画に設定のうえ、着実な取り組みを展開する。
- ・市長が掲げる「3つの公約」と公約を実現するための「5つのビジョン」を踏まえて施策を調整する。

【公約】

- ◇市民に寄り添い “市民協働のまちづくり” を推進します。
- ◇厳しい財政状況の中 “持続可能な財政運営” を行います。
- ◇国・県と協力し “八溝地域と我が市の良さ” を引き出します。

【ビジョン】

- ①未来につなぐ健やかな暮らしを支える
- ②未来につなぐ学びを育む
- ③未来につなぐ賑わいを創出する
- ④未来につなぐ安全・安心な暮らしを守る
- ⑤未来につなぐ持続可能な行財政運営を築く

(3) 新たな視点

①SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs は、2015年の国連サミットにおいて採択された世界共通の目標のことで、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指して、経済、社会、及び環境をめぐる広範な課題に対して取り組むものである。

本市においても、行政をはじめ、市民、企業、NPO等、あらゆる主体がSDGsに対する理解を深め、行動していくことが求められていることから、総合計画の各種施策とSDGsとの関連性を示しながら策定することとする。

②新型コロナウイルス感染症を契機とした「新たな日常」

新型コロナウイルスとの共存を求められる社会において、これまでの常識にとられない活動や意識、価値観を受け入れ、「新たな日常」の視点をもって、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る必要がある。「ウイズコロナ」から「ポストコロナ」への転換を見据え、新たな日常を牽引するデジタル化の推進など新たな施策を展開していく必要がある。

③デジタル化

国では、新しい資本主義の実現に向けた成長戦略の柱として、デジタル技術を活用して地方が抱える様々な課題を解決し、持続可能な経済社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」を推進している。本市においても、人口減少や高齢化の進展に伴い様々な分野における担い手の不足や交通弱者の増加、医療・教育環境等の地域間格差などの地域課題の解決に向けて、デジタル化を推進することとする。

また、各種行政手続きのオンライン化やキャッシュレス決済の導入などデジタル技術の活用による住民サービスの向上と行政サービスの効率化を図ることとする。

④環境問題

脱炭素社会を構築するため、カーボンニュートラルの2050年実現に向けて、市内の事業者や市民との連携、協力のもと、温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを推進することとする。

⑤成果指標の設定

各種政策及び施策については、具体的な行政活動をどれくらい行ったかを示すアウトプット指標ではなく、政策及び施策の成果を把握するための指標である成果指標を設定のうえ、進捗管理を行うこととする。

5 市民意見の反映

(1) アンケート調査の反映

令和3年11月に実施した「まちづくりに関する市民意向調査(無作為抽出2,000人)」の結果を反映する。

(2) パブリックコメントの実施

市民から意見や提言を聴取し計画に反映させるため、パブリックコメントを実施する。

(3) 広聴事業の実施

市民から意見や提言を聴取し計画に反映させるため、各種広聴事業を実施する。

※詳細については、広報広聴Gと調整し実施する。

(4) 総合政策審議会の答申内容の反映

有識者及び公募委員で構成する総合政策審議会に諮問し、答申結果を計画に反映する。

6 策定体制

(1) 庁議

庁内の最高意思決定機関として、計画を決定する。

(2) 政策調整会議

庁内の参事・課長等の職にある者で構成し、全庁的な観点から協議、検討する。

(3) 各課との協議・調整

庁内の各課、グループと政策・施策等について、協議、調整する。

7 策定スケジュール

別紙のとおり